

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和7年1月9日

金沢国税局長

記

公売の 日時	買受申込 期間	令和7年2月4日 13時00分から 令和7年2月6日 13時00分まで
公 売 の 場 所	KSI官公庁オークション (https://kankocho.jp)	
公 売 の 方 法	インターネット公売による期間競り売り（物件情報PDFに記載する売却区分ごとに売却する。）	
最高価申込者決定の日	令和7年2月10日	10時00分
最高価申込者決定の場所	金沢国税局	
売却決定の日時	令和7年2月10日	11時00分
売却決定の場所	金沢国税局	
買受代金の納付期限	令和7年2月18日	14時00分
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を金沢国税局特別整理部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当局特別整理部門にあります。	
買受人の資格 その他の要件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者	
その他公売条件等	公売公告第16号 別紙1のとおり	
公売財産の表示		
公売保証金	物件情報PDFのとおり	
見積価額		

インターネット公売に関し重要と認められる事項

1 公売保証金の提供方法

買受申込者等は、公売保証金の提供が必要な公売財産について公売参加申込みをしようとする場合は、公売保証金を提供する必要があります。

公売保証金の提供方法は、クレジットカードによる公売保証金の提供のみとします。

買受申込者等は、紀尾井町戦略研究所株式会社にクレジットカードの与信枠を提供することにより、紀尾井町戦略研究所株式会社と納付保証委託契約を締結する必要があります。

なお、国税関係インターネット公売ガイドラインへの同意によって、納付保証委託契約が締結されますので、官公庁オークションサイトに記載している契約内容を必ずお読みください。

2 公売参加申込期間

令和 7 年 1 月 10 日(金) 午後 1 時 から 令和 7 年 1 月 24 日(金) 午後 5 時

3 最高価申込者の決定の日時及び場所

令和 7 年 2 月 10 日(月) 午前 10 時 金沢国税局

4 インターネット公売の参加制限

次のいずれかに該当する方は、インターネット公売に参加することができません（代理人による参加もできません。）。

(1) 滞納者

ただし、自己の滞納により公売される公売財産以外の公売財産については制限されません。

(2) 国税徴収法第 108 条第 1 項の規定により税務署長等から公売の参加を制限されている者

（過去 2 年間、インターネット公売で買受代金を納付しなかったことがある者など）

(3) 国税庁、国税局又は税務署に勤務する職員及び国税庁が競り売り人として選任した官公庁オークションサイトの運営業者

(4) 国税関係インターネット公売ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社の KSI 官公庁オークションに関連する規約の内容を承諾せず、順守できない者

(5) 農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合、その資格などを有していない者

(6) 制限行為能力者

ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(7) 公売の手続に関する日本語を理解することができない者

ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合を除きます。

(8) 住所又は所在地、連絡先がいずれも日本国内にない者

ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。

5 公売参加申込みに必要な書類の提出期限

(1) 提出期限

令和 7 年 1 月 31 日(金) 午後 5 時

(2) 本人確認書類の提出

イ 個人である買受申込者本人がインターネット公売の手続を行う場合

提出する書類はありません。

ロ 法人である買受申込者が法人代表者にインターネット公売の手続をさせる場合

買受申込者である法人の所在確認及び法人代表者の資格を証明できる商業登記簿に係る登記事項証明書などの書類

ハ 買受申込者が代理人にインターネット公売の手続をさせる場合（上記ロは含まれない）

委任状

なお、この書類は、買受申込者から提出する必要があります。買受申込者以外の方から提出された場合は、代理人はインターネット公売に参加することはできません。

また、買受申込者が制限行為能力者の方である場合は、親権者の方の同意書などの書類を併せて提出する必要があります。

ニ 共同買受申込みをする場合

- (1) 共同買受申込代表者の届出書（共同買受申込者が6名以上の場合は、共同買受申込代表者の届出書別紙を併せて提出する必要があります。）
- (2) 共同買受申込代表者に対する共同買受申込者各位からの委任状

6 参加規約への同意

インターネット公売に参加していただくには、法令に基づく公売手続及び官公庁オークションサイトを利用していただくための規約について記載した国税関係インターネット公売ガイドラインをよくお読みいただき、公売手続に関する全ての条項について確認いただくとともに、官公庁オークションサイトを利用していただくための規約における全ての条項について同意していただく必要があります。